

傍 聴 用

令和6年1月26日

安曇野市教育委員会

令和6年1月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会



<b>議案第 1 号</b>	教育部 学校給食課
令和 6 年 1 月 26 日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 丸山 忠徳

タイトル	学校給食費の見直しに係る答申について															
協議を要する事項の内容	「学校給食費の見直しに係る諮問」への答申を受けたことを踏まえ、答申内容への対応を伺うもの。															
要旨	令和 6 年度の学校給食費の見直しの諮問について、安曇野市教育委員会 12 月定例会で承認を受け、安曇野市学校給食センター運営委員会に諮問を行った結果、1 月 19 日(金)に教育長に答申書が提出された。この答申内容により、給食費の額等今後の事務を進めてよいか伺う。															
説明	<p>1 令和 6 年度給食費見直し(案)概要 ※諮問書(資料 1)  <b>現行の食材単価不足分として 1 食あたり小学校 20 円(320 円)、中学校 25 円(375 円)増額改定する</b></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現給食費 1 食</th> <th>改定案 1 食</th> <th>増加額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>300 円</td> <td>320 円</td> <td>20 円</td> <td>年 60,000 円⇒ 64,000 円(4,000 円増額)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>350 円</td> <td>375 円</td> <td>25 円</td> <td>年 69,650 円⇒ 74,625 円(4,970 円増額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 答申書概要 ※答申書(資料 2)  ① 令和 6 年度の給食費については、現行の食材単価の不足分 1 食あたり小学校 20 円、中学校 25 円を増額し、小学校 320 円、中学校 375 円に改定する。  ② 付帯意見として、急激な物価高騰は家計を圧迫しており、直面する保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童・生徒に係る給食費増額分について、市が公的負担することで保護者の負担する給食費が引続き現行の負担額(小学校 280 円、中学校 330 円)を維持できるよう要望する。</p> <p>3 今後の予定  本日の教育委員会の決定をもとに、給食費の額及び令和 6 年度予算要求等について事務を進めていく。</p>	区分	現給食費 1 食	改定案 1 食	増加額	備 考	小学校	300 円	320 円	20 円	年 60,000 円⇒ 64,000 円(4,000 円増額)	中学校	350 円	375 円	25 円	年 69,650 円⇒ 74,625 円(4,970 円増額)
区分	現給食費 1 食	改定案 1 食	増加額	備 考												
小学校	300 円	320 円	20 円	年 60,000 円⇒ 64,000 円(4,000 円増額)												
中学校	350 円	375 円	25 円	年 69,650 円⇒ 74,625 円(4,970 円増額)												

資料 1

令和5年度 第2回安曇野市学校給食センター運営委員会

# 諮 問 書

令和5年12月26日

令和5年12月26日

安曇野市学校給食センター運営委員会  
委員長 小平 伴紀 様

安曇野市教育委員会  
教育長 橋渡 勝也

## 諮 問 書

安曇野市学校給食センター条例第4条第2項の規定により、下記の諮問事項について貴運営委員会の意見を求めます。

### 記

#### 1 諮問の主旨

安曇野市の学校給食費は、昨年来のウクライナ情勢に伴う食用油の高騰や、原油価格・輸入原料高騰のため小麦粉製品、大豆製品等が値上りし、これらに伴い食材物価の高騰が進行していることを鑑み、本年4月に小学校280円を300円、中学校330円を350円に改定しました。

なお、急激な物価高騰が家計を圧迫していることから、保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童・生徒に係る給食費増額分を市が公的負担しています。

しかし、本年度になってからも食材費の高騰が続いていることから、不足する食材費について補正予算による補填を行います。

食材費の高騰は今後も継続すると考えられ、来年度においても安定した食材の確保や、文部科学省の児童生徒の学校給食実施基準の1食あたりの摂取エネルギー量の確保にも懸念が生じています。

また、安曇野市学校給食理念であります地産地消の推進にも影響が出ることから、若干割高となる地元産の食材、また加工品の使用がしにくい状況が継続すると思われる。

今後も、成長期にある児童・生徒への栄養摂取エネルギー量の確保と、地産地消の推進を基本とし、安全・安心でおいしい給食の提供維持のために、給食費の見直しについて安曇野市学校給食センター運営委員会の意見を求めます。

## 2 令和6年度給食費見直し案

○現行の食材費の高騰により、1食あたり給食費を小学校20円、中学校25円の増額改定する

消費者物価指数の食料指数（総務省2020年基準消費者物価指数）を基に、給食費を試算表（別紙資料）により試算した結果、現行の食材単価の不足分1食あたり小学校20円、中学校25円を増額改定する。

区分	R5 給食費	R6 見込額	増加額	備考
小学校	300 円/食	<b>320 円/食</b>	20 円	年 60,000 円⇒64,000 円（4,000 円増額）
中学校	350 円/食	<b>375 円/食</b>	25 円	年 69,650 円⇒74,625 円（4,975 円増額）
				R6 年度 食材費見込 小学校 64,000 円×4,581 人=293,184 千円 中学校 74,625 円×2,426 人=181,041 千円 合計 474,225 千円

本年度は保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童・生徒に係る給食費を小学校280円、中学校330円とし、食材費の不足分について公費負担しています。

## 3 参考

### ○給食費改定の経過

H19.4 全市統一	小学校 251 円（年額 51,000 円）、中学校 287 円（年額 56,000 円）
H23.4 改定	小学校 255 円（年額 51,800 円）、中学校 306 円（年額 61,200 円）
H27.4～R5.3	小学校 280 円（年額 56,000 円）、中学校 330 円（年額 65,670 円）
R 5.4 改定	小学校 300 円（年額 60,000 円）、中学校 350 円（年額 69,650 円）

### ○近隣市の給食費

	給食費			備考
	小学校	中学校	現行額 改定年月	
松本市	290	340	R5.4	R5.4月に小中学校各10円値上げ 年度内に値上げ改定の予定 値上げ分は公費負担
大町市	275 (300)	305 (330)	R1.4	地産地消推進として1食10円 R5年度物価上昇分として15円を公費負担
塩尻市	330	380	R5.4	R5.4月に小中学校各30円値上げ 値上げ分は公費負担

# 答 申 書

令和5年12月26日

令和6年1月19日

安曇野市教育委員会  
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市学校給食センター運営委員会  
委員長 小平 伴紀

### 給食費の見直しについて（答申）

令和5年12月26日付けで、安曇野市教育委員会から諮問のありましたこのことについて審議した結果、当委員会の意見は諮問内容が適当であると決定しましたので答申します。

#### 答申内容

令和6年度の給食費については、現行の食材単価の不足分 1食あたり小学校20円、中学校25円を増額し、小学校320円、中学校375円に改定する。

また、付帯意見として、以下の内容について要望する。

急激な物価高騰は家計を圧迫しており、直面する保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童・生徒に係る給食費増額分について、市が公的負担することで保護者の負担する給食費が引続き現行の負担額（小学校280円、中学校330円）を維持できるように要望する。

なお、今後、さらなる物価上昇にともなう食材費の単価値上がりが生じた場合の対応については、その都度、教育委員会からの諮問を受け審議し、答申するものとする。



議案第2号	教育部文化課
令和6年1月26日提出	(課長)三澤新弥 (係長)堀 久士

タイトル	「田尻のシダレザクラ（枝垂れ）」の市指定文化財申請に関する文化財保護審議会への諮問について
協議を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。



<b>議案第3号</b>	教 育 部 子ども家庭支援課
令和6年1月26日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正の承認
要旨	要綱内の「児童クラブの名称及び位置」に、新たに開設する明北小学校で児童クラブを加えるもの
説明	<p>1 改正理由</p> <p>これまで、明科地域は明南小、明北小ともに児童クラブは明科児童館内で「明科児童クラブ」として実施してきた。</p> <p>現在、市内の全児童クラブで小学6年生まで受入れができるよう拡大に向けて整備を進めているなかで、明北小学校内の児童クラブ室の工事が完了見込となった。2月中に「明北小児童クラブ」として開設できることとなったため、要綱に名称及び位置を加えるもの。</p> <p>なお、土曜日及び長期休み中の児童クラブはこれまでと同様に明科児童クラブ(明科児童館内)の利用とする。</p> <p>2 改正内容 別紙のとおり</p>



○安曇野市児童クラブ実施要綱（令和4年安曇野市教育委員会告示第16号）

改正後		改正前	
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 童館内	明科児童クラブ	安曇野市明科中川手6814番地1 童館内
<u>明北小児童クラブ</u>	<u>安曇野市明科東川手823番地 明北小学校内</u>		



<b>議案第4号</b>	教育部 各課
令和6年1月26日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>		課名	共催	後援	子ども家庭支援課		2件									
課名	共催	後援															
子ども家庭支援課		2件															
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>																	

提出された申請書は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため、非公開とします。





子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度1月定例会協議事項)

受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 4	R 3	R 2	所管課 意見
R6.1.11	お寺deフリマルシェ	高山寺 本多徹	高山寺	後援	サイズアウトした子ども服等をリユースし、子ども達の為に循環したい為SDGsの取り組みを推進・啓発したい為 ※宗教活動に一切関係していません。	1月11日	令和6年3月10日(日)	高山寺	①フリマでリユース。SDGsを目指しゴミを減らす取り組み・エコ活の推進 ②マルシェは食育(親子参加型の料理教室)やクワフト体験の場を設け、子ども達の学びや居場所づくり、地域住民の交流の場を提供する	①家庭で不要になった子ども用品を中心に販売していただく。食品はNG。 ②食育 太巻き祭り寿司づくり 親子で午前午後各回最大6組 桃の花の絵柄を講習 クワフト体験 木のお皿づくり・工作きらりんくるりん ナイフ等の使い方を学ぶ	-	-	-	基準第3条第2項により可
R6.1.15	高森信子先生による市民講座～生きづらさを抱えたお子さんをお持ちのご家族の方へ～	「三郷に八」の会 水谷さよ	「三郷に八」の会	後援	安曇野市の障事者福祉団体活動補助金で実施する市民講座であり、今回は特に児童生徒、青少年、その家族に向けてテーマを放すので、教育委員会の後援をお願いしたい。	1月15日	令和6年3月16日(土)	安曇野市役所4階 大会議室	生きづらさを抱えた子どもにも、家族はどう向き合えばよいか。子どもの気持ちや理解し、相手の気持ちを聞き出すにはどうしたら良いか?「風通しの良いコミュニケーションとは」を高森信子先生から学ぶ。	別紙資料のとおり	-	-	-	基準第3条第2項により可



<b>報告第1号</b>	教 育 部 子ども家庭支援課
令和6年1月 26 日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について
報告を要する事項の内容	要綱を一部改正することの報告
要旨	安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部を改正し、補助金の対象となる事業を拡大するもの
説明	<p>1 趣旨</p> <p>放課後児童健全育成事業を実施する民間の児童クラブ事業者へ交付する補助金について、補助対象となる事業を拡大することにより、児童クラブ利用希望者のニーズに応えられるようにするとともに、事業者の負担軽減を図るもの。</p> <p>なお、交付対象とする事業は、国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づくものとする。</p> <p>2 施行日</p> <p>令和6年2月1日</p> <p>3 一部改正の内容</p> <p>別添のとおり</p>



○安曇野市放課後児童健全育成事業運営補助金交付要綱（令和2年安曇野市告示第536号）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）において定めるもののほか、この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 放課後児童 放課後、土曜日及び長期の休み等に、就労等のため保護者が昼間家庭にいない<u>児童であって、小学校に就学し、かつ、市内に住所を有するもの</u>をいう。</p> <p>(2) 児童クラブ 市内において児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する者であって、同法第34条の8第2項の規定により市長に届出をしたものをいう。</p> <p>(補助対象) 第3条 補助金交付の対象となる事業は、<u>「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け成環第5号子ども家庭庁成育局長通知）別紙に定める放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</u></p> <p>(3) <u>放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）</u></p> <p>(4) <u>放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）</u></p> <p>(5) <u>障害児受入強化推進事業</u></p> <p>(6) <u>小規模放課後児童クラブ支援事業</u></p> <p>(7) <u>放課後児童支援員等処遇改善事業</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、国要綱に規定される事業の</u></p>	<p>(定義) 第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）において定めるもののほか、この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 放課後児童 放課後、土曜日及び長期の休み等に、就労等のため保護者が昼間家庭にいない<u>小学校に就学している児童</u>をいう。</p> <p>(2) 児童クラブ 市内において児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する者であって、同法第34条の8第2項の規定により市長に届出をしたものをいう。</p> <p>(補助対象) 第3条 補助金交付の対象となる事業は、<u>「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙に定める放課後児童健全育成事業実施要綱及び子ども・子育て支援事業の実施について（平成27年10月23日付け27こ家第451号長野県県民文化部長通知）別添に定める子ども・子育て支援事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小規模放課後児童クラブ支援事業</u></p>

うち、市長が認めた事業

2 (略)

(補助金額)

第4条 補助金額は、子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知)別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の規定により算定した額とする。

2 補助金額の算定の基礎となる放課後児童(以下「補助対象児童」という。)の人数は、当該児童クラブに登録された放課後児童のうち、当該年度において児童クラブを継続的に利用しているものとして市長が認めたものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に申請するものとする。

(1)～(8) (略)

2 第3条第2号及び第5号に掲げる事業に係る補助を受けようとするときは、前項第4号に次の各号のいずれかの書類を添付し提出するものとする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

(2) 学校長による特別支援学級在学証明書

(3) 特別な配慮を有する児童の申立書

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、安

2 (略)

(補助金額)

第4条 補助金額は、平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙に規定する平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱及び子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の制定について(平成27年10月23日付け27こ家第452号長野県民文化部長通知)別添に定める子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の規定により算定した額とする。

2 補助金額の算定の基礎となる放課後児童(以下「補助対象児童」という。)の人数は、当該児童クラブに登録された放課後児童(市内に住所を有する者に限る。)のうち、当該年度において児童クラブを継続的に利用しているものとして市長が認めたものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助を受けようとする年度の4月1日までに市長に申請するものとする。

(1)～(8) (略)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により補助金交付の可否を通知するものとする。

**豊野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助金交付の可否を通知するものとする。**

（変更申請等）

第6条 **前条第3項の通知**を受けた者は、補助対象児童の人数の変更等により補助金額に変更が生じるときは、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 （略）

（実績報告等）

第7条 **第5条第3項の通知を受けた者**は、市長が指定する日までに安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1)～(4) （略）

2 （略）

（変更申請等）

第6条 **補助金の交付決定**を受けた者（以下「**補助事業者**」という。）は、補助対象児童の人数の変更等により補助金額に変更が生じるときは、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 （略）

（実績報告等）

第7条 **補助事業者**は、市長が指定する日までに安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1)～(4) （略）

2 （略）

様式第1号 (第5条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付申請書

(宛先) 安曇野市長

申請者  
住所  
氏名

(法人にあっては所在、名称、代表者の氏名)

印

年 月 日

次のとおり安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金を交付されるよう申請します。

1 事業所の所在地

2 申請額

円

申請額内訳

(事業名)

(補助金額)

様式第1号 (第5条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付申請書

(宛先) 安曇野市長

住所  
氏名

印

(法人等にあっては所在、名称、代表者の氏名)

年 月 日

次のとおり、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金の交付を申請します。

事業所の所在地	
補助事業等の目的、内容	
補助金の交付を必要とする理由	
交付を受けようとする補助金の額	円
その他	円

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。



改正後

様式第2号 (第5条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付（不交付）決定通知書  
第 号  
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金の交付について次のように決定したので通知します。

1 交付します。  
補助金交付決定額 円

2 交付しません。  
(理由)

交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金等を返還すること。  
なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

改正前

様式第2号 (第5条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付（不交付）決定通知書  
第 号  
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のありました安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金について、下記の条件を付して交付（不交付）決定しましたので、通知します。

1 交付決定額 放課後児童健全育成事業に係る運営費補助金 円  
小規模放課後児童クラブ支援事業に係る補助金 円

2 交付条件

- (1) 補助金により取得した財産又は効用の増加した財産を適正に管理すること。
- (2) 補助金に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を得ること。
- (4) 補助事業等の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められるときは、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。
- (5) 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

3 不交付の理由

改正後

様式第3号（第6条関係）

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付変更申請書

(宛先) 安曇野市長

申請者  
住所  
氏名

(法人にあっては所在、名称、代表者の氏名) 印

年 月 日 付 第 号で交付決定のあった安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金について変更がありましたので、次のとおり申請します。

1 事業所の所在地

2 申請額

変更前 円  
変更後 円

申請額内訳  
(事業名)

(補助金額 変更前：変更後)

変更の理由

改正前

様式第3号（第6条関係）

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付変更申請書

(宛先) 安曇野市長

住所  
氏名

(法人等にあっては所在、名称、代表者の氏名) 印

年 月 日 付 第 号にて交付決定のあった安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金について、下記のとおり変更交付申請します。

変更交付を受けようとする補助金の額	放課後児童健全育成事業に係る運営費補助金	当初交付決定額	円
		変更交付申請額	円
		変更による増減	円
	小規模放課後児童クラブ支援事業に係る運営費補助金	当初交付決定額	円
		変更交付申請額	円
		変更による増減	円
変更交付を受けようとする理由			
その他			

改正後

様式第4号(第6条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金変更承認(不承認)通知書  
第 号  
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金について、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更承認(不承認)したので通知します。

- 1 承認します。  
変更後の補助金額 円

交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金等を返還すること。  
なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

改正前

様式第4号(第6条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金変更承認(不承認)通知書  
第 号  
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金について、安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更承認(不承認)したので通知します。

記

- 1 変更後の補助金 放課後児童健全育成事業に係る運営費補助金 円  
小規模放課後児童クラブ支援事業に係る補助金 円

- 2 不承認の理由

改正後

様式第5号(第7条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者  
住所  
氏名

(法人)にあっては所在、名称、代表者の氏名) 印

年 月 日 付け 第 号で交付決定のあった安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金に係る事業が完了しましたので次のとおり報告します。

1 事業完了年月日

2 交付決定額 円

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者氏名

印

審査結果の意見

改正前

様式第5号(第7条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住所  
氏名

(法人)にあっては所在、名称、代表者の氏名) 印

年 月 日 付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

完了の年月日	年 月 日
事業の内容	
交付決定を受けた い額	円
添付書類	

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者職氏名

印

審査結果の意見

改正後

様式第6号（第7条関係）

安曇野市放課後児童健全育成事業運営補助金交付確定通知書

年 月 日  
第 号

様

安曇野市長

印

年 月 日付で報告のあった実績報告書を審査した結果、下記の額を安曇野市放課後児童健全育成事業運営補助金として確定します。

記

補助金交付確定額

円

改正前

様式第6号（第7条関係）

安曇野市放課後児童健全育成事業運営補助金確定通知書

年 月 日  
第 号

様

年 月 日付で報告のありました安曇野市放課後児童健全育成事業運営補助金実績報告書を審査した結果、下記の額を当該補助金として確定します。

記

年 月 日  
安曇野市長  
印

金額 放課後児童健全育成事業に係る運営補助金

小規模放課後児童クラブ支援事業に係る補助金

円

円

改正後

様式第7号(第8条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金請求書

金 円也

年 月 日 付 第 号 によって交付の確定のあった安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者  
住所  
氏名

(法人にあっては所在、名称、代表者の氏名)  
印

口座振替金融機関	口座番号	普通・当座
金融機関名	フリガナ	-----
	口座名義	
支店・支所		

改正前

様式第7号(第8条関係)

安曇野市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付請求書

金 円也

年 月 日 付 第 号 によって交付の確定のあったの補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住所

氏名 印

(法人等にあっては所在、名称、代表者の氏名)

口座振替金融機関	口座番号	普通・当座
金融機関名	フリガナ	支店・支所
	口座名義	

報告第2号	教育部 こども園幼稚園課
令和6年1月26日提出	(課長) 佐々木 真貴 (担当) 青嶋 梢

タイトル	安曇野市認定こども園等入園支援委員会に係る委員の委嘱等について
協議を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。





<b>報告第3号</b>	教育部 各課
令和6年1月26日提出	

<b>タイトル</b>	後援依頼の教育長専決の報告について		
<b>報告を要する事項の内容</b>	教育長専決に伴う報告		
<b>要旨</b>	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	1件	
	生涯学習課	1件	
	文化課	2件	
	子ども家庭支援課	4件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>			



学校教育課 共催・後援台帳（令和5年度1月定例会専決事項）

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
第一生命杯第3回長野県中学校バレーボール選抜優勝大会	一般財団法人 長野県バレーボール協会 (会長：船木 正也)	一般財団法人 長野県バレーボール協会	後援	安曇野市内中学校はもとより、県内中学校のバレーボール競技力の普及向上に資するものであるため	12月18日	令和6年1月20日(土)、21日(日) 7:30～18:00	○	過去承認	○	12月19日	三郷文化公園体育館、豊科北中学校体育館、穂高東中学校体育館、穂高西中学校体育館	バレーボール競技を通して、青少年の育成と県中学校のバレーボールの発展及び競技力の向上を図るもの	各地域予選を勝ち抜いた男女24チームずつの計48チームが出場する長野県中学校新入戦バレーボール県大会	—	—	—	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により、可。大会会場は県下の地域で待ち回りなどは平成31年度に申請・承認となっています。

教育部生涯学習課共催・後援台帳

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
令和5年度長野県高等学校新入生バスケットボール競技大会	長野県高等学校体育連盟	長野県高等学校体育連盟、長野県教育委員会	後援	長野県市の施設を中心で開催される高校生の大会であり、バスケットボールの普及を通じて、長野県高校生の育成、またスポーツの普及向上を図ることを目的としています。後援申請します。	12月25日	令和6年1月12日(金)~14日(日)	○	過去承認	○	12月25日	ANCアリーナ、長野県市総合体育館、安曇野市総合体育館、安曇野市総合高校体育館	教育活動の一環として県内生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の磨きを図るとともに、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年の育成をする。	男女とも各地区代表8チームのトーナメント戦。参加料：1人につき1,000円 男女とも上位各4位までに賞状を授与する。	-	-	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	平成28年度後援申請承認履歴あり。

教育部 文化課 共催・後援台帳（令和5年度 1月定例会報告事項）

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認 (専決) 日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
2024SK松本ジュニア合唱団30周年記念コンサート	SK松本ジュニア合唱団 芦田勝弘	SK松本ジュニア合唱団	後援	安曇野市在住の児童が在団しており、コンサートを広く市内に周知したいため。	12月13日	令和6年3月23日(土)	○	過去承認	○	12月19日	キッセイ文化ホール 大ホール	日頃の練習の成果を発表する機会としたい。	SK松本ジュニア合唱団員60名による、コンサートを開催する。 入場予定者数：900名 入場料：500円	H30年に承認あり			基準第3条第2項及び第4条2号により可
第6回わくわくキッズコンサート in「みらい」	「ホッと」演奏ボランティア協会	「ホッと」演奏ボランティア協会	後援	市内に広く周知し、多くの方にコンサートへお越しいただきたいため。	12月15日	令和6年5月23日(木)	○	過去承認	○	12月28日	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」 多目的交流ホール	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方のために、昼間にコンサートをを行い、音楽に触れてほしい。	未就園児とその家族、その他一般を対象とした、ヴァイオリンとピアノのコンサート 定員：70名(予約制) 入場料：無料	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度1月定例会専決報告事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 4	R 3	R 2	所管課 意見
第30回中日旗争奪 明科杯地区交流少 年フットサル大会	安曇野市スポーツ少 年団明科支部	安曇野市ス ポーツ少年 団明科支部	後援	スポーツ振興へ の寄与、地域の 子どもたちの体 力向上をはかる ため	12月14日	令和6年3 月3日(日)	○	過去 承認	○	12月18日	明科体育館、 明科中学校 体育館	フットサル普及や技術の 向上、地域選手の交流、 冬季における体力向上 等	左記を目的に、最大20 チームがトーナメント方 式にて勝敗を争う。	-	-	○	基準第3 条第2項 及び第4 条第2号 により可
第30回「ジュニア安 曇野卓球選手権大 会」(中学生)	安曇野卓球連盟	安曇野卓球 連盟	後援	卓球競技を通じ 体力の向上とス ポーツ振興を図 り、また、地域の 活性化の向上に 貢献できること から、教育委員 会の後援を必要 とする。	12月11日	令和6年1 月21日 (日)	○	過去 承認	○	12月19日	穂高総合 体育館	卓球競技を通じて地域 の融和と交流を図ると共 に、卓球技術の向上と親 睦を深める。	中信地区の中学生を対 象に、シングルスと男女 別トーナメント方式で実 施する。	-	-	-	基準第3 条第2項 及び第4 条第2号 により可
第17回長野米カッ プ長野県小学生バ レーボール大会	安曇野市小学生バ レーボール連盟	一般社団法 人長野県小 学生バレー ボール協会・ 長野県小学 生バレーボ ール連盟	後援	教育委員会の 後援により本 業が青少年健 全育成に関わ るものと認識し てもらうため。	12月26日	令和6年2 月4日(日)	○	過去 承認	○	1月4日	堀金総合 体育館・堀金小 学校体育館	教育的な環境のもとにバ レーボールを通じてス ポーツへの意識向上。バ レーボールによって小学 生の体力向上と体力養 成につとめる。	バレーボール大会	-	○	-	基準第3 条第2項 及び第4 条第2号 により可
春休みイルミネ ーションすいぞくえん inアイシティ21	信越放送株式会社 渡辺 雅義	信越放送株 式会社、株式 会社井上	後援	教育効果を高め たいため	1月6日	令和6年3 月16日 (土)～3月 31日(日)	○	過去 承認	○	1月11日	井上アイシ ティ21 3階 山形ウエル アップホール	生き物観察やふれあい を通じて県内の児童・生 徒に、自然環境、生物多 様性、生命への関心を高 めてもらう	イルミネーションで装飾 した150㎡の空間に電気 うなぎ、クマノミやチニア ナゴなど25種類の海の いきものを展示。	○	○	-	基準第3条 第2項及び 第4条第2号 により可 行事名は毎 年異なるが、 開催目的、 開催内容 (種々のいきも の展示)は変 わらないた め過去承認 事業とする。

# 報告第4号

## 令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

### 1 学校教育課

#### 学校教育担当・教育指導室

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
学校保健事業	1 学校医、学校職員健康管理医等の委嘱期間満了を前に、各団体から推薦書を収受し、新任者の元へ挨拶のため訪問	1 期間初日に委嘱
就学時健診事業	1 来年度実施日程調整依頼 各学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	1 来年度実施日程決定・通知
教職員健康推進事業	1 カウンセリングルーム実施 ・1/20(土) 穂高会館 2 教職員健康診断 総ざらい実施	1 カウンセリングルーム実施 ・3/16(土) 穂高会館
学校保健事業	1 アレルギー対応委員会専門部会 ・1/22(月) 第1回委員会	1 アレルギー対応委員会 ・2/7(水) 第2回委員会
就学援助事務	1 就学援助費 ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター） ・新入学児童生徒学用品費（事前支給）申請受付 1/4(木)～1/31(水) 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター）	1 就学援助 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知
GIGA スクール事業	1 活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 2 ICT教育推進委員会 ・1/11(木) 第6回 ICT教育推進委員会（兼学校代表者会）の開催	1 活用支援 ・授業支援、教職員向け研修 2 情報モラル 各校において、情報モラルに関する講演会を開催 ・2/16(金) 豊科南中
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会運営支援 2 堀金地域教育関係者連絡会 ・1/24(水) 3 朗人大学オープンキャンパス ・1/11(木) 明科中学校	1 学校運営協議会運営支援
学校安全支援事業	1 学校安全総合支援事業 ・事業の実践報告書及び市教育委員会報告書を県に提出	1 第2回通学路交通安全部会 ・2/9(金) 令和5年度通学路合同点検の結果報告 2 不審者対応講習会 ・2/22(木) 豊科北小（会場） 対象者：各学校2人
青色防犯パトロール	1 来年度青色防犯パトロール講習会の日程調整 ・市内小中学校、安曇野警察署に日程調整を依頼	
小規模特認校制度		1 小規模特認校制度 ・制度周知（チラシ作成中） ・要綱等整備

不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・民間施設等訪問件数 7件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 7校 ・民間施設を利用する児童生徒の学校活動時支援 7回	1 市内の施設の定期訪問を開始 2 施設利用する児童生徒が学校行事に参加の際、希望に沿って支援を実施 3 市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問
-------	--	--

## 2 学校給食課

		学校給食担当
事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 学期給食開始（1/9(火)）	1 地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和5年度給食費口座振替8期目再振（1/16(火)） 2 令和5年度給食費口座振替9期（1/31(水)）	1 滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事期間 9/22(金)～R6.9/4(水)	



### 3 生涯学習課

#### 社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 第4回総合芸術展実行委員会 ・ 2/13（火）午後1時30分～3時 会議室 307 2 安曇野市人権教育推進委員会小委員会 ・ 2/15（木）午後7時～8時 4階大会議室 ※教育部長挨拶 3 安曇野市企業人権教育推進協議会理事会・ 会計監査 ・ 2/22（木）会議室 305・相談室 311 4 安曇野市人権教育推進委員及び人権教育 指導員の合同会議 ・ 2/29（木）午後6時30分～8時30分 豊科公民館ホール ※教育長挨拶	1 期間：3/7（木）～15日（金） 午前9時30分～午後5時 会場：豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール

#### 豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 あづみ野祭り実行委員会 ・ 2/1（木）午前10時 4階大会議室 2 フレイル講座 ・ 2/6（火）午前10時～12時 3 市内高校演劇発表会 ・ 2/11（日） 豊科公民館ホール 4 童謡まつり 第43回作詞作曲コンクール表彰式 ・ 2/24（土）午前10時 豊科公民館大会議室 ※教育長出席	

#### 穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 背骨コンディショニング教室③④⑤ ・ 2/2、9、16（金）午前8時45分 講堂 2 松本城を巡る ・ 2/14（水）午後12時30分 松本城 3 早春コンサート ・ 2/18（日）午後1時30分 講堂 4 季節の寄せ植え講座 ・ 2/27（火）午後1時30分 アルプガーデン	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 三郷地域冬季スポーツ大会 ・ 2/18（日）午前9時～12時 三郷文化公園体育館 2 料理教室② ・ 2/21（水）午前9時～12時 調理実習室 3 第2回地区公民館長・主事会議 ・ 2/24（土）午前10時～11時30分 講堂 4 若返り体操 ・ 2/7、2/28（水）午前10時～ 5 けん玉チャレンジ⑦・閉講式 ・ 2/25（日）午後2時～3時30分 講堂 6 第4回地域学校協働本部連絡会 ・ 2/28（水）午前9時30分 講義室	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 冬季スポーツ大会 ・ 2/11（日）午前8時30分 堀金総合体育館 2 地区公民館役員会 ・ 2/16（金）午後7時 講堂 3 食卓にもう一品講座⑤ ・ 2/17（土）午後5時 調理実習棟 4 お宝発見講座「小説『安曇野』と『広辞苑』」 ・ 2/19（月）午後7時 講堂 5 スマホ教室② ・ 2/21（水）午前9時30分 会議室 6 健康づくり栄養講座② ・ 2/27（火）午前10時 会議室	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 明科地域の神社の沿革第2回 ・ 2/5（月）午前10時 講堂 2 冬の歌声ひろば ・ 2/8（木）午後1時30分～午後3時 講堂 3 スマホ相談室基礎編第3回 ・ 2/15（木）午前10時 講堂 4 明科地域の寺院の沿革第2回 ・ 2/20（火）午前10時 講堂	

## 4 文化課

### 文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京芸術大学交流事業 楽器演奏指導 ・リーダーズバンド練習 2/17 (土) 2 京都芸術大学によるアートプロジェクト ・京都芸術大学大学院生 12 人による制作・ワークショップ・展示 ・穂高商業高校でのワークショップ 1/10 (水)、1/15 (月)、1/17 (水) ・冬季展示 1/21 (日)～2/4 (日) みらい 3 新進音楽家コンサート  4 熊井啓顕彰事業 ・定期上映会「帝銀事件 死刑囚」 2/14 (水) みらい 5 ミュージアム活性化事業 (安曇野市美術館博物館連携事業) ・美術館博物館職員等研修会 12/13 (水) 修復研修 豊科近代美術館 18 人 講師:土師広 (修復家) ・学校ミュージアム 12/18 (月) 穂高幼稚園 約 70 人 1/18 (木) 穂高東中学校 1 学年 ・信州大学連携事業 (博物館実習) 1/7 (日) 学生による市内美術館バスツアー 1/22 (月)～ 信大内で市所有作品の展覧会開催 ・オンラインギャラリートーク 1 月中 You Tube 動画公開予定 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行 (全児童・生徒へ配布) 11 月利用者 12 人、12 月利用者数 47 人	3 ジュニアクラシックコンサート 3/23 (土)
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・第 4 回編集委員会 1/19 (金) 2 信州安曇野新能 ・第 3 回実行委員会 1/30 (火)	
文化振興総務	1 博物館協議会 2 美術資料等選定委員会 (非公開)	1 第 3 回博物館協議会 3/5 (火) 2 第 2 回美術資料等選定委員会 3/5 (火)
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・2/3 (土)～2/25 (日) 安曇野市中学高校美術部展 2 田淵行男記念館 ・12/26 (火)～4/21 (日) 佐藤大史写真展 3 冬季休館 ・飯沼飛行士記念館 12/15 (金)～2 月 ・穂高陶芸会館 1 月～2 月	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 こたつ講座 ・「イエジマイ・ハカジマイ」12/16(土)参加者：15人 ・「叛逆」の武将？仁科道外 1/13(土)参加者：28人 ・「食べる」から見る家族のかたち 1/20(土)	1 こたつ講座(今後) ・2/3・10・17(各土曜日)
新市立博物館準備事業	1 第1回新市立博物館整備方針検討委員会 ・期日：1/11(木)	
貞享義民記念館 教育普及事業	1 「安曇野から考える人権展」 ・会期：12/5(火)～12/22(金) 入館者：62人	
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書50,659点、地域資料52,293点(12月末現在) (12月新規点数/公文書163点、地域資料911点)	
文書館教育普及 事業	1 「岩原北部絵図」一般公開 (大庄屋山口家から寄贈された絵図の公開) ・期日：1/14(日)参加者：30人(午前・午後あわせて) 1/21(日) 2 「『三郷の宝』刊行記念展示」 ・会期：1/21(日)～3/31(日)	1 バックヤードツアー ・2/25(日)

文化財保護係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・策定支援業者と打ち合わせ(随時)	1 1/26 文化財調査委員会 2 1/27～28 文化庁から地域 計画策定アドバイザー訪庁

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
安曇野市図書館 全館事業	1 3市図書館連携展示 「小説『安曇野』をとりまく人々」 ・1/27(土)～3/28(木) ・安曇野市・塩尻市・松本市の図書館で連携し、郷土の 著名人を題材にした展示を行う。 ・記念カードの配布	開催期間については、塩尻市、 松本市各自治体の都合により異 なる。
中央図書館	1 安曇野市出身の絵本作家まるやまあやこさん とわくわくおはなし会 ～おはなしとしょかん特別版～ ・2/3(土) みらい 午前10時～ 2 映画上映会 「連続テレビ小説おひさま総集編」第一章 ・2/9(金) みらい 午後6時30分～	
堀金図書館	1 わくわく講座② 「プレゼントBOXを作ろう！」 ・2/20(火) 堀金公民館 午後4時30分～	

## 5 子ども家庭支援課

### 子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科北小 PC教室改修 1/19(金)竣工 ・穂高南小 児童会室改修 工事中 ・穂高西小 被服室改修 工事中 ・明北小 PC教室改修 工事中 ・三郷小 被服室改修 設計中	1 教室改修工事等の予定 ・改修工事 11月～3月 ・改修工事 8月～2月 ・改修工事 ～1月末 ・設計期間 ～1月末
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て支援事業計画 ・第3次子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ調査実施 ・12/6(水)～12/28(木)回収期限	1 子ども・子育てニーズ調査 ・1月～2月 データ集計・分析 ・3月 調査結果報告
黒沢洞合自然公園整備事業		1 基本設計業務 ・履行期間 5月～2月末 2 土地利用条例に準じた説明会 ・1/30(火)三郷公民館講堂 午後7時～
あづみの自然保育ブランディング事業		1 「あづみの自然保育」まるわかりセミナー ・2/4(日)銀座 NAGANO 正午～

### 子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
ながの子育て家庭優待パスポート更新業務	ながの子育て家庭優待パスポートについて、4年に1度の更新年であるため、新パスポートカード（令和6年4月～令和10年3月末）への切替えを行う。 対象：18歳以下児童の養育者（約8,000人）	対象者の抽出等、発送準備中。 準備が整い次第、発送する。

### 児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 令和6年度児童クラブ入所決定通知発（1月末）	
青少年育成環境整備事業	1 青少年委員街頭巡回 ・12/26(火)及び12/27(水)	1 第4回青少年センター運営委員会 ・2/16(金)
青少年体験事業		1 武蔵野市交流事業（受入） ・2/3(土)～4(日) 市内各所及び大町市 2 冬季親子体験ラボ「手作り麺のラーメンを作ろう！」 ・2/17(土)9時30分～ 明科公民館 調理実習室

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 1月は7回実施 こあら穂高（1/16(火)、1/26(金)) こあら堀金（1/22(月)) いるか穂高（1/15(月)、1/25(木)) 遊び後期穂高（1/19(金)、1/29(月))  2 親子であっぷっぷ ・ 1月は4回実施（1/10(水)、1/17(水)、1/24(水)、1/31(水))  3 はいはいたちの相談日 ・ 1月は1回実施（1/12(金))  4 ことばの相談日 ・ 1月は2回実施（1/11(木)、1/25(木))  5 親子で遊ぼう ・ 1月は1回実施（1/9(火))  6 ソーシャルスキルプログラム学習会 ・ 1月は1回実施（1/12(金))	1 遊びの教室 ・ 2月は8回の実施を予定  2 親子であっぷっぷ ・ 2月は4回の実施を予定  3 はいはいたちの相談日 ・ 2月は2回の実施を予定  4 ことばの相談日 ・ 2月は2回の実施を予定  5 親子で遊ぼう ・ 2月は1回の実施を予定  6 ソーシャルスキルプログラム学習会 ・ 2月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園係・保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子どもの人権を考える研修会	1 子どもの人権を考える研修会 ・ 市内の公立園、私立園の保育士による研修会 不適切な保育とは・・・考える場とする ・ 子どもの人権についての講演会を行う ・ 講師 新保 庄三（しんぼ しょうぞう）氏 ・ 2/2(金)豊科公民館 午後3時30分～午後5時	公立園、私立園において安曇野市の保育について考え、子どもたちが安心して過ごせる保育を引き続き行っていく